

公 告

第 2 3 4 号

SGホールディングスグループ健康保険組約第23条について
下記のとおり変更がありましたので公告します。

平成25年2月27日

SGホールディングスグループ健康保険組合

理事長 佐川 光



記

組合会の会議録作成による規約変更

第23条の第2項として下記を追加し、第2項は第3項に繰り下げる。

- 2 テレビ会議により組合会を開催した場合の会議録には、前項の事項に加え、次のことを記載しなければならない。
 - (1) テレビ会議で組合会を開催した旨
 - (2) テレビ会議システムにより、出席者の音声と映像が即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見が互いに表明できる仕組みになっていることが確認されたうえで議案の審議に入った旨
 - (3) システム障害等の異常なく審議の全部を終了した旨
 - (4) テレビ会議に参加した組合会議員の氏名及び場所